

学校魅力化アドバイザー等業務委託仕様書

1 委託業務名

学校魅力化アドバイザー等業務

2 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

3 業務背景・目的

本県の中学校等卒業者数は、昭和63年度の48,731人をピークに減少し続けており、令和6年度は25,522人と、ピーク時の半数程度になっている。また、今後も減少傾向が続き、中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の在籍者数は、令和7年度の25,261人に対し、令和15年度には20,718人と、4,543人減少することが見込まれている。

こうした状況の中で、特に中山間地域においては、これまでの生徒数の減少により、多くの県立高等学校で小規模化が進んでおり、今後も生徒数の減少が続くと、教育の質的水準の維持が困難になると考えられる。

本県では、特に在籍生徒や教員が少ない等のことから、一定規模のメリットを生かした活力ある教育活動を展開することが難しい状況となっている1学年1学級規模の全日制高等学校（以下「1学級規模校」という。）（別表1のとおり。）においては、令和6年3月に策定した「今後の県立高等学校の在り方に係る基本計画（第2期）」に基づき、各学校で設置されている「学校活性化地域協議会」の中で、学校関係者や所在する市町及び市町教育委員会等とともに、学校の活性化策（探究活動における外部連携の充実、地元中学校との交流、特色ある部活動の推進など）を検討・実施してきた。

また、令和6年度から、県教育委員会としても、1学級規模校に対して、活性化策実施のための予算措置の拡充、活性化策の改善・充実に向けた客観的な指標（三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社が提供する「高校魅力化評価システム」）の導入及び、これらを効果的に活用してP D C Aサイクルを構築するための専門家による伴走支援等を実施し、1学級規模校の魅力づくりを推進してきた。

その結果、各学校が自校の強みと伸びしろを客観的なデータとして把握するとともに、新たな活性化策の実施に向けて、検討が進められた一方で、

- ・ データを効果的に分析・活用して、活性化策を改善・充実させることが難しい。
- ・ 学校や地域によって資源や関係者の意識などが異なるため、自校に合った適切な打ち手が分からない。

といった課題も明らかとなっている。

こうした背景を踏まえて、本業務では、受注者が有する専門的な知識やノウハウを活用し、これまでの課題の改善等を図ることで、1学級規模校等が地域と一体となり、魅力ある高校づくりを推進するとともに、活性化策をこれまで以上に効果的に実施することを目的とする。

4 業務内容

(1) 1学級規模校の学校魅力化に係るP D C Aサイクルの構築に向けた支援

1学級規模校において、学校魅力化に向けた活性化策を効果的に実施するため、次の方によりP D C Aサイクルの構築を支援すること。

ア 1学級規模校に対して、三菱U F Jリサーチ&コンサルティング株式会社が提供する「高校魅力化評価システム」を導入すること。

また、導入と併せて、「高校魅力化評価システム」によるアンケート調査の結果として示されるデータの効果的な活用方法や活用場面を学ぶための研修を実施すること。

イ P D C Aサイクルの構築が促進されるよう、1学級規模校に対して、学校と所在する市町等での自走も見据え、「学校活性化地域協議会」への参加、校内研修、魅力化向上のための先進校視察のコーディネート等、個別支援を実施すること。また、「学校活性化地域協議会」等の関係者に対して、人材確保や財源確保等に関するアドバイスを行うこと。

(2) 1学級規模校における課題の分析と今後の支援の在り方に関する提案

「高校魅力化評価システム」によるアンケート調査の結果等を踏まえて、1学級規模校における現状と課題を分析し、発注者に対して、今後の本県における1学級規模校に対する支援の在り方について提案を行うこと。

なお、提案に当たっては、学校を取り巻く地域の状況を踏まえるとともに、必要に応じて、1学級規模校等へのヒアリングなども通じて、次年度に向けた短期的な視野に立った提案はもとより、5～10年程度の中長期的な視野に立った提案も行うこと。

(3) 1学年1～3学級規模の全日制高等学校（以下「1～3学級規模校」という。）の学校魅力化に向けた研修会の企画・運営

主に1～3学級規模校（別表2のとおり。）に対して、年2回、学校魅力化に向けた研修会を実施すること。研修会の企画・運営に当たっては、講師の選定・依頼や会場の手配・設営・撤去はもとより、参加者の確保に向けたチラシ（デジタルデータ）の作成や事後アンケートの実施による効果測定も行うこと。

なお、研修会は動画撮影の上、アーカイブ化すること。

(4) その他付帯業務

ア 発注者との打合せ（オンラインでの実施を含む）を定期的に主催するとともに、活動内容の共有を行うこと。

イ 発注者に対して、全国の学校魅力化に関する情報提供や、1学級規模校等における学校魅力化の推進及び地域との協働体制の構築に向けて、アドバイスを行うこと。また、必要に応じて、関係機関との連携を行うこと。

5 スケジュール

スケジュールは下記のとおり想定しているが、進捗状況等を踏まえ隨時見直すこと。

また、受注者は、各作業の過程において、適宜、発注者と打合せを行いながら実施すること。

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
「高校魅力化評価システム」によるアンケート調査										◀	▶	
4(1)アの研修				◀	▶							
4(1)イの個別支援	◀										▶	
4(3)の研修会		◀		▶			◀	▶				
(参考) 学校活性化地域協議会	第1回						第2回				第3回	
	◀	▶					◀	▶			◀	▶

※ 参考として示している「学校活性化地域協議会」のスケジュールは、1学級規模校における標準的な開催スケジュールであり、全ての1学級規模校に適合しているものではない。

6 実施体制

(1) 本業務を総括する業務責任者を1名、1学級規模校に対する個別支援を行うアドバイザーを1名以上配置すること。

なお、本業務の特性に鑑み、業務責任者等は、以下の実務能力及び経験を有することが望ましい。

区分	要件
業務責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・官民連携事業又は教育分野のプロジェクトマネジメント経験を有すること。 ・データ分析に基づく戦略立案及び予算・工程管理を的確に遂行できること。
アドバイザー	<ul style="list-style-type: none"> ・学校魅力化や地域活性化に関する実務経験又はコンサルティング経験を有すること。 ・複数のステークホルダー（行政、学校、地域）の利害調整を行い、合意形成を導く能力を有すること。 ・教職員の多忙感を理解し、コーチングや対話を通じて現場の意欲を引き出す伴走型の支援スキルを有すること。

(2) 発注者との連絡を密に行い、業務を進め、遅滞なく業務が遂行できるよう人員、体制の確保を行うこと。

(3) 不明瞭な点や改善の必要性があると認められる場合は、発注者と協議すること。

7 成果物

(1) 下記の「成果物一覧」に掲げるものを基準として、受注者と広島県が協議し決定する。

【成果物一覧】

成果物名	納期
中間報告書（4(2)における提案を含む。）	令和8年10月14日（水）
実績報告書（4(2)における提案を含む。）	令和9年3月26日（金）

(2) 成果物の納入場所は、広島県教育委員会事務局教育改革課（〒730-8514 広島市中区基町9番42号）とする。

(3) 成果物に共通する事項としては、以下のとおりである。

ア ドキュメント類については、電子媒体で提出する。

イ 成果物以外で、本業務の役務を実施する上で効果的かつ合理的と考えるものがある場合は、積極的に提案すること。

8 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

受注者は、本業務の監理業務を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。

受注者は監理業務を除く業務の一部を委託することができるが、その場合は再委託先ごとの業務の内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、発注者の承諾を得なければならない。

(2) 業務の履行に関する措置

発注者は本業務（再委託した場合を含む。）の履行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。

受注者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に発注者に書面で通知しなければならない。

(3) 成果品の利用

本業務による成果品の著作権（著作権法第27条及び28条規定の権利を含む）は発注者に帰属するものとし、また、発注者は、本業務の成果品を自ら使用するほか、本業務の趣旨に照らして適正と判断される場合は、第三者に本業務の成果品の使用を許諾できるものとする。

(4) 機密の保持

受注者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

契約終了後もまた同様とする。

(5) 個人情報の保護

受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で機密機密情報（及び電磁的記録）を取り扱う場合は、別記「機密情報取扱特記事項」（及び「情報セキュリティに関する特記事項」）を守らなければならない。

(6) その他

- ・ 本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。
- ・ 受注者は発注者と定期的な連絡調整を行いながら円滑に業務を実施することとし、事故等が発生した場合は速やかに報告・協議して適切な対応をとること。

別表1 広島県における1学級規模校

通番	学校名	所在地
1	音戸高等学校	呉市音戸町北隱渡一丁目 1-1
2	佐伯高等学校	廿日市市津田 850
3	大柿高等学校	江田島市大柿町大原 1118-1
4	加計高等学校	山県郡安芸太田町加計 3780-1
5	加計高等学校芸北分校	山県郡北広島町川小田 10075-15
6	向原高等学校	安芸高田市向原町坂丸山 10006-1
7	上下高等学校	府中市上下町上下 566
8	東城高等学校	庄原市東城町川西 476-2
9	瀬戸田高等学校	尾道市瀬戸田町名荷 1110-2
10	賀茂北高等学校	東広島市豊栄町乃美 632
11	豊田高等学校	東広島市安芸津町小松原 1202-4
12	湯来南高等学校	広島市佐伯区湯来町伏谷 1198
13	西城紫水高等学校	庄原市西城町西城 345
14	大崎海星高等学校	豊田郡大崎上島町中野 3989-1

別表2 広島県における1～3学級規模校（1学級規模校を除く）

通番	学校名	所在地
1	三原東高等学校	三原市中之町二丁目 7-1
2	千代田高等学校	山県郡北広島町有間 600-1
3	竹原高等学校	竹原市竹原町 3444-1
4	忠海高等学校	竹原市忠海床浦四丁目 4-1
5	御調高等学校	尾道市御調町神 204-2
6	沼南高等学校	福山市沼隈町下山南 4
7	油木高等学校	神石郡神石高原町油木乙 1965
8	庄原格致高等学校	庄原市三日市町 515
9	日彰館高等学校	三次市吉舎町吉舎 293-2
10	黒瀬高等学校	東広島市黒瀬町乃美尾 10001
11	河内高等学校	東広島市河内町下河内 10194-2
12	安西高等学校	広島市安佐南区高取南二丁目 52-1
13	呉工業高等学校	呉市阿賀北二丁目 10-1
14	三次青陵高等学校	三次市大田幸町 10656
15	因島高等学校	尾道市因島重井町 5574
16	広島歛智学園高等学校	豊田郡大崎上島町大串 3137-2